

岩手地方最低賃金審議会第3回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年8月4日午後3時55分～午後5時50分

| | | | |
|--|------|----|-----|
| ○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 全国の審議状況について 2 金額審議 3 その他 | 出席状況 | 公益 | 3/3 |
| | | 労側 | 3/3 |
| | | 使側 | 3/3 |
| ○ 審議要旨 | | | |
| 1 全国の審議状況について 事務局より、全国の審議状況について情報提供した。 | | | |
| 2 金額審議 使用者代表委員から金額の再提示がなされた。 それに対し、労働者代表委員からは、今、800円台の時給で募集しても人が来るのかと危惧される。やはり早期に1,000円を目指してきているので、できる限りそれに近づけたい。賃金改定状況調査第4表③で、パートのCランクは時給1,000円を超えているが、岩手は900円に満たない。そもそもCランクの平均の時給に達していない。県民の生活を考えると早めに1,000円に上げる努力をする必要がある。連合で試算しているリビングウェイジだと1,300～1,400円台でないと生活できない。などの主張があった。 使用者代表委員からは、労働者側は1,000円という数値を根拠にしているが、骨太の方針2023では全国平均の加重が1,000円ということで、どの県も1,000円という言い方はしていない。加重平均のシュミレーションでは、岩手の寄与度は0.8%で1%に満たない。賃金支払能力等、実際に払えるかという視点も含めて検討しなくてはならない。最低賃金は県民のセーフティネットの制度と考えて、罰則付きで適用されるという法律の趣旨、重さを考えて議論すべきである。などの主張があった。 労使の主張に対する審議が進められたが、両者の隔たりが埋まらないため、部会長の提案により公労、公使での話し合いが行われた後に全体会議を行った。 労働者代表委員及び使用者代表委員から、金額の再々提示がなされた。 | | | |
| 3 その他 なし。 | | | |